www.remixpoint.co.jp remixpoint

平成29年９月５日

各　　位

会 社 名　株式会社リミックスポイント
代表者名　代表取締役社長　小田 玄紀
（コード：3825　東証第２部）
問合せ先　経営管理部 IR 担当　山内 佳子
（TEL：03-6303-0280）

中国当局におけるICOに対する規制に関する事業及び業績に対する影響について

平成29年９月４日に中国当局が、仮想通貨による資金調達「新規仮想通貨公開（通称：ICO（イニシャル・コイン・オファリング））を全面的に禁止することが発表されました。

ICOは、新規仮想通貨を発行することで資金調達を実現する手法として世界中で注目をされておりますが、これを支える法律や投資家保護の環境が整備されておらず課題も指摘されておりました。

こうした中で中国当局が、中国国内におけるICOに関する活動を「経済と金融の秩序を乱す違法な活動」として全面的に禁止をすることとなりました。ただし、中国当局として仮想通貨取引に関して禁止をしたという事実はなく、当社の連結子会社である株式会社ビットポイントジャパン（本社：東京都目黒区東山一丁目５番４号　代表取締役社長 小田玄紀（以下「BITPoint」）が展開をする香港・上海における仮想通貨取引事業についてはICOに関する取組は行っていないため、事業に対する影響は現時点ではございません。

また、中国当局におけるICOに対する規制発表により、ビットコインをはじめとした仮想通貨の価格が大幅に下落しましたが、このことによるBITPointの業績に対する影響はございません。

BITPointは、引き続き仮想通貨が「使う・送る・投資する」手段としてより普及するようにサービスの強化に努めて参ります。これからのリミックスポイントグループの取組みにご期待ください。

以　上